

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

岩手県立一関清明支援学校長 外館 悌

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立一関清明支援学校給食業務委託
- (2) 履行場所 一関清明支援学校 本校舎（一関市赤荻字上台9番5）
一関清明支援学校 山目校舎（一関市山目字泥田山下4番12）
- (3) 契約期間 令和8年4月13日～令和9年3月15日
※ 給食配達日等は、仕様書による。
- (4) 業務概要 デリバリー方式による幼児・児童・生徒に対する給食の提供

2 入札参加資格

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（同条第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による県内での営業許可を有する者であること。
- (8) 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に適合した施設、設備を有すること。

または、学校給食法（昭和29年法律第160号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に規定する学校給食に必要な施設又は高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去5年以内に2年以上の契約実績を有していること。

- (9) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に規定する栄養士の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に 1 年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。
- (10) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に 1 年以上の経験を有する者を 1 名以上常勤で調理業務に従事させること。
- (11) 申請書等の提出月日から起算して過去 2 年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (12) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

3 入札説明書及び競争入札参加資格審査申請書等の配付場所及び問い合わせ先

(1) 配付場所及び問い合わせ先

〒021-0041 岩手県一関市赤荻字上台 9 6 番 5 岩手県立一関清明支援学校事務室

<http://www2.iwate-ed.jp/ich-r/index.html>

電話番号 0191-33-1600

- (2) 郵送による申請書、入札説明書及び仕様書等の配付を希望する者は、A 4 判が入る返信用封筒（あて先明記）に 140 円分の切手を添えて申し込むこと。

4 入札説明書及び競争入札参加資格審査申請書等の提出について

本件の入札に参加しようとする者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 4 時（土日を除く）までに 3（1）の場所に提出しなければならない。

- (1) 申請書等の提出部数は 1 部とする。
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 競争入札参加資格の審査結果については、令和 8 年 3 月 17 日（火）までに、郵送又は FAX で通知する。

5 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 期日 令和 8 年 3 月 23 日（月） 午後 1 時 30 分

(2) 場所 一関市赤荻字上台 9 6 番 5 岩手県立一関清明支援学校

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則（昭和 32 年岩手県規則第 17 号）第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 111 条、第 112 条、第 113 条、第 114 条及び第 122 条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 本入札は最低制限価格制度を適用する。
- (3) 調達手続の停止 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (4) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 契約金額は、総価で入札に付すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。
- (7) 契約書の作成を要する。
- (8) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (9) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (10) その他 詳細は、入札説明書による。